

平成26年 4月 25日

三重県議会議長 山本 勝 様

氏 名 村林 聡



平成25年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、
別紙のとおり25年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成25年度 政務活動費収支報告書

氏名 村林 聡

1 報告対象期間 平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日

2 収 入

政務活動費 2,160,000 円

3 支 出

(単位:円)

経 費	支 出 額	内 訳		備 考
調査研究費	90,370	旅 費	90,370	
		需用費		
		委託料		
		負担金		
		その他		
研修費	0	旅 費		
		報償費		
		需用費		
		使用料		
		負担金		
広聴広報費	279,762	旅 費		
		需用費	188,034	
		通信運搬費	91,728	
		その他		
要請陳情等活動費	0	旅 費		
		需用費		
		その他		
会議費	0	旅 費		
		需用費		
		使用料		
		負担金		
		その他		
資料作成費	0	需用費		
		手数料		
		その他		
資料購入費	91,991	図書購入費	39,215	
		その他資料購入費	52,776	
事務所費	150,000	賃借料	150,000	
		管理運営費		
		その他		
事務費	37,472	需用費		
		通信運搬費	30,962	
		その他	6,510	
人件費	690,000	給料等	690,000	
合 計	1,339,595			

4 残 余

820,405 円

24300002

平成25年度政務活動の実施概要報告書

会派（議員）名 村林 聡

政務活動の主な内容、成果等

本年度も引き続いて事務所を開いています。事務所とは地域の声を受ける拠点、政務活動・調査研究の拠点です。議会改革によって、年1回の通年会期制となり議会において活動している時間は多くなってきておりますが、反面それによって私自身が事務所内に常駐することは益々難しくなっているのが現状です。そこで引き続き職員を雇用し、業務をサポートして頂いています。事務所内での仕事のほか、地域との連絡や情報収集の必要もあり、職員の定数として2人は必要だと考えています。また書籍や、その他資料等を購入し、その事務所機能と合わせて、調査研究活動に役立てています。

2月に大雪が降ったときには、被害に遭われた農家さんが、状況や意見に関するFAXやお電話を事務所へお寄せくださって、一般質問の内容に反映することができました。普段においても度会郡の地域内のみならず地域外からもお手紙やお電話を事務所へ頂くようになりました。こうしたご意見を県政に反映できるように、これからも努めて参ります。

県政広報紙を2種類発行しました。度会郡地域の世帯数に合わせて印刷し、新聞折り込みにて配布しました。広報紙の内容は別添の通りであります。これまでと同様、本会議や委員会での活動をまとめました。また、地域の声を受け取る、広聴の仕組みを重視して作成しています。本年度は特に、県政広報紙の発行に合わせて内容に関する質問や問い合わせが多くありました。

以上です。

調查研究費

24300004

旅行者 職氏名	三重県議会議員		村林 聡			
用途	「沖縄県飲酒運転根絶条例」の内容、施策の効果及び現場での具体的取り組みについての調査					
日程 及び 行き先	平成 25 年 4 月 18 日 ~ 平成 25 年 4 月 19 日 沖縄 都・道・府・県 (郡) 那覇 市・町・村 (行き先の名称) 沖縄県議会、沖縄出光一日橋サービスステーション					
支出内訳	1 旅費 90,370 円 (運賃等1 近鉄特急 (津→上本町) 片道 2,920 円) (運賃等2 バス (上本町→伊丹空港) 片道 620 円) (運賃等3 航空運賃 (伊丹→沖縄) 片道 28,400 円) (運賃等4 航空運賃 (沖縄→セントレア) 片道 30,500 円) (運賃等5 0 円) (運賃等6 高速船 (セントレア→津なぎさまち) 片道 2,400 円) (運賃等7 高速代 (津→玉城) 片道 750 円) (運賃等8 0 円) (運賃等9 0 円) (運賃等10 0 円) (自家用車使用 30 円 × 76 km = 2,280 円) (宿泊費 16,500 円 × 1 泊 = 16,500 円) (政務雑費 3,000 円 × 2 日 = 6,000 円) (加減額1 0 円) (加減額2 0 円) (加減額3 0 円) 2 付随する経費 0 円 (参加費、資料代等 0 円) (手土産代 人数 0 人 円 × 箇所 = 円) (その他1) 0 円) (その他2) 0 円) (その他3) 0 円)					

領収書No

24300005

政 務 調 査 等 報 告 書

旅 行 者 職 氏 名	三重県議会議員 村林 聡 
調 査 日 程 及 び 調 査 先	平成25年4月18日（木）～19日（金） 沖縄県議会、沖縄出光一日橋サービスステーション
調 査 の 目 的	「沖縄県飲酒運転根絶条例」の内容、施策の効果および現場での具体的取り組みについての調査
経 費 内 訳	別紙参照
調 査 概 要 等	4月18日（木） 「沖縄県飲酒運転根絶条例」の条例制定後の状況および施策の効果等について調査を行った。特に、条例第11条、飲酒運転の再発防止のための指導等の状況および第13条、情報提供の状況については重点的に聞き取りを行った。 4月19日（金） - 県内でガソリンスタンドを展開している沖縄出光の一日橋SSにおいて、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づくのぼりやステッカー等の掲示、お客さんへの声掛け運動など、具体的な取り組みについての調査を行った。

24300006

ANA e チケットお客さま控

ムラバヤシ サトシ 様

確認番号: 471023358
RECEPTION NO

04月18日 ANA 105 便 11:00 発 クラス Y
大阪/伊丹 ▶ 沖縄/那覇 予約番号 0193
OSAKA/ITAMI OKINAWA/NAHA RESERVATION NO
TWC 特割タイプC 有効期限 2013年04月18日 OCR 1010004230053011

※ご利用便の座席は事前座席指定されておりません。 合計運賃額(消費税を含みます) FARE/CHARGE(TAX INCL) ￥28,400

発行日 2013年03月29日 払戻は裏面案内ではなく、別紙の航空会社規定によります。
発行会社名 (01) 近畿日本ツーリスト株式会社
発行店舗 (0100189) 津支店
ご予約番号 24628-05880(0002) 券番号 #00803
PNR 7JRS1 TKT 104JB4
★右の2次元バーコードをかざすことで簡単にご搭乗手続きが可能です。



ANA e チケットお客さま控

ムラバヤシ サトシ 様

確認番号: 875607452
RECEPTION NO

04月19日 ANA 306 便 16:00 発 クラス Y
沖縄/那覇 ▶ 名古屋/中部 予約番号 0185
OKINAWA/NAHA NAGOYA/CHUBU RESERVATION NO
TWC 特割タイプC 有効期限 2013年04月19日 OCR 1010004230046011

※ご利用便の座席は事前座席指定されておりません。 合計運賃額(消費税を含みます) FARE/CHARGE(TAX INCL) ￥30,500

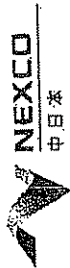
発行日 2013年03月29日 払戻は裏面案内ではなく、別紙の航空会社規定によります。
発行会社名 (01) 近畿日本ツーリスト株式会社
発行店舗 (0100189) 津支店
ご予約番号 24628-05880(0004) 券番号 #00795
PNR Y7BR1 TKT 504693
★右の2次元バーコードをかざすことで簡単にご搭乗手続きが可能です。



24300007

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 津
料金所(至) 玉城

13年 4月19日
21時15分

割引前料金	¥1,050-
割引△	¥300-
通行料金	¥750-

(ETCバグット)

車種 5

取扱番号

11041-96203-07685

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/> にアクセスして下さい。

012

24300008

(参考様式第2)

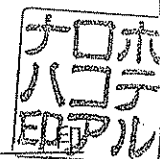
宿 泊 証 明 書

宿泊者氏名	村 林 聡
宿 泊 日	25 年 4 月 18 日から 1 泊

上記のとおり宿泊したことを証明します。

25 年 4 月 19 日

ホテル ロコア ナハ
沖縄県那覇市松尾1-1-2
TEL098-868-6578
FAX098-868-6521
宿泊施設名



※ 上記様式は、政務調査用務で宿泊を要した場合に、宿泊先で発行を依頼し、旅費等支出計算書に添付するものとする。

※ 宿泊先で同様の内容が記載された宿泊先所定の証明書がある場合は、それをもって、代えることができる。

24300009

資料購入費

24300010



領収書

村林さとし事務所 様

No025-109-1.

金額

31,800円

※税込

但し 地方自治体情報誌 “つな研ナビ” 購読料

平成 25年 4月 16日 上記正に領収いたしました。

〒700-0817 岡山市北区
一般社団法人 つながる地域づくり研究所
代表理事 一井 誠



24300011

書籍請求書(C)

516-0101

お問い合わせ番号
102-5884700

三重県度会郡南伊勢町

五ヶ所浦727-4

村林さとし事務所

様

納品区分

納品

計算区分

注文(一般)

納品年月日

13/07/08

伝票番号

Y41243

出版者記号

7615

取引コード

0998



株式会社

学芸出版社

〒600-8216 京都市下京区木津屋橋通西洞院東入

(京都中央局私書函131号) TEL 075(343)0811

郵便振替 01000-8-26789 FAX 075(343)0810

取引銀行 三菱東京UFJ銀行 京都中央支店 (当-2523664)

京都銀行 京都駅前支店 (当-0115448)

京都信用金庫 七条支店 (当-0000363)

コード	書名	部数	本体価格	掛(%)	金額
5428	過疎地域の戦略	1	2,300	100	2,300
請求期日		合計	1		2,300
起票者	備考			消費税	115
	ご入金確認後、領収書発行	総合計			2,415

学芸出版社→お得意先

「請求書」を別途発行の場合には、本票を「請求明細書」とさせていただきます

24300012

No.

2013年7月19日

上記正に領収いたしました

消費稅等

東京都下京区木津屋橋通西堀の13
東入東塩小路町599番地

係

FSCミックス森林認証紙

44 HISAGO 778

村林之し事務所

東京都江東区新木場1丁目18番11号(136-8575)

澤田裕三郎
株式會社
代表取締役社長

無収賃

5,000-

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

平成26年3月12日

「内訳」上記のとおり領収いたしました。

[illegible]

*本証に領收書番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

24300014

平成 25 年 4 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所 様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	072,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	072,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成 25 年 5 月 分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中 日 新 聞		産 全	0/2,950
朝 日 新 聞			
毎 日 新 聞		備考	
伊 勢 新 聞	0/2,840		
日 本 経 済 新 聞			
中 日 ス ポ ー ツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5,790

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成 25 年 6 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	02950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	02840		
日本経済新聞			
中日スポーツ新聞朝刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成 25年 7 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	0/2,950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	0/2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成 25 年 8 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中 日 新 聞		産 全	072,950
朝 日 新 聞			
毎 日 新 聞			
伊 勢 新 聞	072,840		
日 本 経 済 新 聞			
中 日 ス ポ ー ツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川 口 新 聞 店

南勢町五ヶ所浦
266-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成25年9月分新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成25年10月分 新聞代領収書

村林さと(事務所)様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産	全	¥2950
朝日新聞				
毎日新聞			備考	
伊勢新聞	¥2840			
日本経済新聞				
中日スポーツ				
新聞朝夕刊				
合計				¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成 25 年 11 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	0/2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	0/2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所満 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成25年12月分 新聞代領収書

村林とし事務所 様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	072,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	072,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ新聞朝刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成 26年 1 月分 新聞代領収書

村林 ざとし 事務次様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中 日 新 聞		産 全	072,950
朝 日 新 聞			
毎 日 新 聞		備考	
伊 勢 新 聞	072,840		
日 本 経 済 新 聞			
中 日 ス ポ ー ツ 新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する ¥2895を政務活動費から支出。

平成 26 年 2 月 分 新聞代領収書

村林さとし事務所 様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中 日 新 聞		産 全	¥2,950
朝 日 新 聞			
毎 日 新 聞		備考	
伊 勢 新 聞	¥2,840		
日 本 経 済 新 聞			
中 日 ス ポ ー ツ			
新聞朝夕刊		合計 ¥	5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。

平成 26 年 3 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中 日 新 聞		産 全	¥2,950
朝 日 新 聞			
毎 日 新 聞			
伊 勢 新 聞	¥2,840		
日 本 経 済 新 聞			
中 日 ス ポ ー ツ			
新聞朝夕刊			
合 計			¥5,790 -

川口新聞店

南勢町五ヶ所浦
☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務活動費から支出。



領収書

区域 001 全戸 0000 お問合せ No. 00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

25 年	4 月分	部 数	金 額	△左記の通り領収しました
1	読売新聞	1	3,007	
2				
3				
合 計		3,007 円	領収日 年 月 日	

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 3373-30

※裏面も合わせて内容を十分ご確認ください。

上記金額の3割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域 001 金戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし事務所様
五ヶ所浦

25年	5月分	部数	金額	領収日	年月日
1	読売新聞	1	3,007		
2					
3					
合計			3,007円		

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※裏面もあわせて捺印を
十分お確かめください。

読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町竊方 1091-1

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域 001-A 全戸 0000 お贈合せ No 00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

25 年	6 月分	部 数	金 額	△左記の通り領収しました。
1	読売新聞	1	3,007	
2				
3				
合 計			3,007 円	締切日 年 月 日

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※領収書もあわせて内容を十分ご確認ください。

読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 1091-1

上記金額の3割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域 001-A 金戸 0000 問合せ No 00358

お名前 村林 さとし 事務所 様
五ヶ所港

25 年 7 月 分 金 額 〇左記の通り領収しました

1. 読売新聞 3,007

2. 読売新聞 3,007

3. 読売新聞 3,007

合 計 3,007 円 (領収日 1999 年 10 月 19 日)

読売新聞・スポーツ報知ご愛読お
りがとうございます。



読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 1091-1

※裏面をおひきして内容を
十分ご確認ください。

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域 001-A 全戸 0000 お問合せNo.00358

お名前 村林 さとし事務所様
五ヶ所浦

25年 8月分		領収日 年 月 日	
品名	部数	金額	
1 読売新聞	1	3,007	
2			
3			
合 計		3,007 円	

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

読売新聞南勢専売所 Tel.0599-43-2721
志摩市阿見町鶴方1091-1

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。

領収書

区域 001-A 全戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし事務所 様

五分所浦 〇左記の通り領収しました

25 年 銘	9 月 分	部 数	金 額
1 読売新聞		1	3,007
2			
3			
合 計			3,007 円

領収日 年 月 日
読売新聞・夕ボーン報知ご愛読あ
りがとうございます。



読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町鶴方 1091-1

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域 001-A 全戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

25 年 10 月分		◇左記の通り領収しました	
品 目	部 数	金 額	
1 読売新聞	1	3,007	
2			
3			
合 計		3,007 円	領収日 年 月 日

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※裏面もあわせて内容を十分ご確認ください。

読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 1091-1

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域 001-A 金戸 0000 お問合せ No.00358

お名前 村林 さとし事務所 様

五ヶ所浦

25 年 11 月 分

◇左記の通り領収しました

統	部	額	金	額
1	読売新聞	1	3,007	
2				
3				
合	計	3,007	円	

領収日 年 月 日
読売新聞・スポーツ報知ご愛読あ
りがとうございます。



読売新聞南勢専売所

志摩市阿児町鵜方 1091-1

Tel.0599-43-2721

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域001-A 金戸0000 お問合せNo00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

25 年 12 月分

部 数	金 額	備 考
1 読売新聞	3,007	◇左記の通り領収しました
2		
3		
合 計	3,007 円	

領収日 年 月 日
読売新聞・スポーツ報知ご愛読あ
りがとうございます。



※裏面にあわせご内容を
十分お読みください。

読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町鶴方1091-1

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

区域 001-A 全戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし 事務所 様

五ヶ所浦

26 年 10 月分		部数	金額	備考
1	読売新聞	1	3,007	左記の通り領収しました
2				
3				
合 計		3,007 円		

領収日 年 月 日
読売新聞・各ホース報知と愛読者
りがとうございます。



TEL 0599-43-2721

読売新聞南勢専売所

志摩市阿児町鶴方 1091-1

領収書は必ずお持ちください。

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



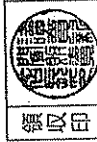
領収書

区域 001-A 全戸 0000 問合せ No 00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

26 年 2 月分		◇左記の通り領収しました	
銘 柄	部 数	金 額	
1 読売新聞	1	3,007	
2			
3			
合 計		3,007 円	領収日 年 月 日

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



読売新聞南勢専売所
志摩市阿児町鵜方 1091-1
TEL 0599-43-2721

※細部もあわせて内容をご確認ください。

上記金額の5割に相当する¥1503を政務活動費から支出。



領収書

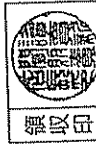
区域001-A 全戸0000 お問合せNo00358

お名前 村林 さとし事務所様

五ヶ所浦

26 年 3 月分			◇左記の通り領収しました	
品名	部数	金額		
1 読売新聞	1	3,007		
2				
3				
合 計	3,007 円			

領収日 年 月 日
読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※裏面もあわせて内容を
十分お読みください。

読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町鶴方1091-1

上記金額の5割に相当する ¥1503 を事務活動費から支出。

費報廣聽

24300039

全体の金額 239,925 円の説明

県政レポートの後援会分として、7,000 枚を印刷した為、1 枚あたり 9.4 円で計算すると 69,090 円になる。
(7,000 枚 $\times$ 9.4 円 $\times$ 1.05 = 69,090 円)

支払総額 309,015 円から県政レポート後援会の分の印刷費 69,090 円を引いて計算すると 239,925 円になります。

これを全体の金額としました。

全体金額の 239,925 円の 8 割にあたる 191,940 円を政務活動費から支出しました。

内訳の説明

広報費、需要費

印刷代として

18,500 枚 $\times$ 9.4 円 $\times$ 1.05 = 182,595 円

印刷代 182,595 円のうち 8 割で按分すると 146,076 円となる。(182,595 円 $\times$ 0.8 = 146,076 円)

この金額を広報費、需用費とする。

通信運搬費

新聞折込・錦・南島送料として

18,500 枚 $\times$ 2.6 円 $\times$ 1.05 = 50,505 円 (新聞折込代)

6,500 円 $\times$ 1.05 = 6,825 円 (錦・旧南島方面送料)

50,505 円 + 6,825 円 = 57,330 円

この金額のうち 8 割で按分すると 45,864 円となる。(57,330 円 $\times$ 0.8 = 45,864 円)

この金額を通信運搬費とする。

8 割の按分根拠の説明

内容はすべて政務活動費で支出するのに適正なものだと考えておりますが、政務活動以外の用途で使用するかもしれないという可能性を考慮して、念のため 8 割で按分しました。

売上日 平成26年02月24日 伝票No.

〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町
五ヶ所浦727-4
村林さとし事務所 御中

株式会社クレイズDTP
516-0003 三重県伊勢市下野町61-2
三重信用金庫 御薗支店 普通 005
TEL 0596-64-8015 FAX 0596-64-8016



品：朱砂

毎度格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、ご請求申し上げますのでご査収ください。

[illegible]

24300041

領收証

平成26年3月14日

村林心事務所様

金額					
千	百	十	萬	千	百
	7	1	9	1	9
				4	0
					-

県政レポート印刷代、新聞広告代の
上記の通り領収致しました。
8割という

CRANE-DTP

Design x Print x Web

株式会社クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2

TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016

現金	
小切手	
手形	
内 訳	



全体の金額の239925円のうち
8割にあたる191940円を政務調査費から支出。

領 収 証

平成26年3月14日

村林セシル後援会 様

金 額									
千	百	十	千	百	十	千	百	十	百
			7	4	7	9	8	5	-

県政レポート印刷代・新聞社位での
工券引込 上記の通り領収致しました。

1/26分

CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2
TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016

内	現 金	
	小切手	
訳	手 形	



五

平成26年3月14日

村林心後援会様

金額	千	百	十	元	角	分	厘
			6	9	0	9	0
							1

具取決於痛風

上記の通り領収致しました。



CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2

TEL<0596>64-8015 FAX<0596>64-8016

	現金	
	小切手	
	手形	
内		
訳		

三重県議会議員
自民みらい



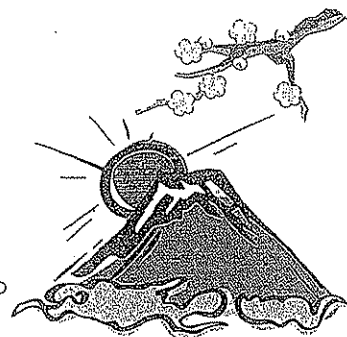
村林さとし

県政レポート

県政かわら版

2014年 新春号

あけましておめでとうございます。いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております、村林さとしです。どうぞ本年もよろしくお願い致します。2013年3月12日に行いました、一般質問について、ご報告します。現在からの視点で解説も加えてみました。



※この質問当時、環境生活農林水産常任委員会の委員長をしていましたので、農林水産関係などの質問は控えました。

一般質問の要約

南部地域の活性化について

質問 (村林さとし) 例えば、私の住んでおる南伊勢町では、生まれた子どもが30歳ぐらいになるまでに、3人に2人は流出してしまっています。世代を繰り返すごとに、半分どころか3分の1になってしまっているという厳しい現状があります。



私は、こうした状況を踏まえまして、住み続けたい人が住み続けられない悲劇にこそ対策をしていくべきだと訴えてまいりました。知事は、まさにこの視点で、県政の重要な施策として南部地域の活性化に取り組み始めてくださっておりまして、大変深く感謝申し上げます。

具体的には、基金を積んでいただいて、市や町を中心に事業を始めて

もらっているところであります。基金が呼び水になって、市や町が主体的、自主的に、若者定住という切り口で取組を始めるようになってきたということですね。今までになかったような面からの、例えば、サニーロードを利用した誘客と、そういった取組も始まってきて、あるいは、市や町の一体感や連携というものも出てきているということかと思えます。

今までの過疎対策と言われるものと違って、ついに若者定住という切り口で動き始めたことを高く評価いたします。それこそが、この基金事業の最大の成果であると考えております。基金事業については、議会では様々な議論がありましたけれども、基金事業は続けてほしいというのが私の立場です。それを踏まえて、南部地域の活性化にかける知事の思いをお聞かせ願いたいと思います。

答弁 (知事 鈴木英敬) 今年度から、若者の働く場の確保と定住の促進を目標とする南部地域活性化プログラムをスタートさせるとともに、南部地域活性化局を設置し、課題の解決や活性化に向けた取組を進めているところであります。

国の緊急雇用創出事業臨時特例基金や南部地域活性化基金を活用し、地域資源を生かした新しい事業展開や事業拡大を行う事業者を支援することで、雇用・就業機会の創出につなげていくこととしています。

さらに南部地域の特性や資源を生かした企業立地の取組を進めるため、マイレージ制度の創設など、新たな企業立地支援制度を導入することとしました。

いずれにいたしましても、雇用の場の確保により、若い世代が地域に定着することが南部地域の活性化にとって最も重要なポイントであり、全庁を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

今後の取組の方向性につきましては、南部地域活性化プログラムの目的である若者の雇用の場の確保と定住の促進に向け、関係市町としっかり協議し、より一層の連携を深めながら、次世代を担う若い方々がふるさとに定着し、希望を持って暮らしていけるような地域にしていきたいと考えており、その点に関する思いは当初より全く変わるものではありません。

(裏面へ続きます)

解説

『住み続けたい人が住み続けられない悲劇』こそが過疎。みなさんの毎日の営みが、次の世代、また次の世代へと連綿と紡いでいけるようにしたい。そう粘り強く訴え続けてきました。

知事は、その想いを『南部地域活性化プログラム』や、『南部地域活性化基金』という形にしてくださいました。しかし、基金について疑問だと言う議員さんが出てきていました。それで、基金の必要性を主張しながら、知事の考え方に変わりがないのかを確認する質問をしたのでした。知事は良い答弁をくださいました。また、平成26年度の予算要求では、基金を積み増すという方向性が示されているところです。

県立高等学校再編活性化計画について

解説

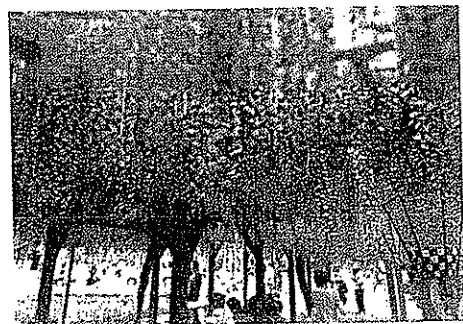
県は、1学年のクラスが3から8学級が適正規模だ、という考え方によって小規模な県立高校を統廃合しています。私は、この考え方に根拠がないことを明らかにした上で、計画を撤回するように求めたのでした。しかし、教育長からの答弁は従来の主張を繰り返すばかりで、まったく不満なものでした。（ですから質問と答弁は割愛します）

現在、私は教育警察常任委員会の委員を務めています。それは、この問題をそのままにしてはおけなかったからです。住み続けられる地域にするために、教育は重要です。条件の厳しい地域の教育こそしっかりと担う、それが公教育の役割だと考えています。今後とも粘り強く取り組んで参ります。

公共事業の入札のあり方

(1) 健全な産業であるために

質問 (村林さとし) 建設業が健全な産業であるためには、きちんと後継者が育つだけの収入がなければならない。労務単価を確保するために県として、国へ、中央公契連モデルの最低制限価格を引き上げるように要望してください。



答弁 (県土整備部長 土井英尚) 低価格による品質低下防止を目的としているということの中へ、経営という観点を入れてはどうかという御提案だと解釈しております。経営も加味したモデルということについて、要望していきたいと考えております。



(2) 災害から地域を守るために

質問 (村林さとし) 建設業者さんは、いざ災害ともなれば、駆けつけて夜を徹して作業をしてくださっています。私は、こういう意識が災害から地域を守っていると、こう考えております。

建設業者さんが守ろうとしてくださっている地域の仕事、特に災害復旧工事につきましては、しっかりと落札できる仕組みであるべきと考えますが、いかがですか。

答弁 (県土整備部長 土井英尚) 地域の建設業者には、良質な社会資本の整備を行っていただくだけではなくて、災害時等の安全・安心や、地域の雇用の確保など、重要な役割を担っていただいております。

平成23年の紀伊半島大水害においても、道路・河川等の応急の仮復旧や、河川堆積土砂の撤去等、緊急対応に地域の建設業者は不眠不休で取り組み、安全・安心の確保に大きく貢献していただいたと考えております。

本県では、地域において、災害発生時に緊急対応を行っていただいた建設業者につきましては、地域の実情に応じて地域的な要件をつけたり、発注ランクを調整するなどにより復旧工事の入札に参加できるように取り組んでいるところでございます。

今後とも、これらの取り扱いなどを含め、災害復旧工事につきましては、緊急対応を行っていただいた建設業者が少なくとも入札には参加できるようにするなど、各建設事務所において柔軟な制度運用に取り組んでまいり所存でございます。

その他の質問項目

- ◆県の宝、愛洲移香斎
- ◆防災訓練について
- ◆公文書の保管について など

普段の生活の中で感じていることやご意見等もお気軽に。

発行：編集 「村林 さとし事務所」
「村林 さとし後援会」

〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

TEL:0599-67-0067

FAX:0599-67-0068

全体の金額 109,778 円の説明

県政レポートの後援会分として、6,100 枚を印刷した為、1 枚あたり 2.7 円で計算すると 17,293 円になる。

(6,100 枚 $\times$ 2.7 円 $\times$ 1.05 = 17,293.5 円)

支払総額 120,071 円から県政レポート後援会の分の印刷費 17,293 円を引いて計算すると 109,778 円になります。

これを全体の金額としました。

全体金額の 109,778 円の 8 割にあたる 87,822 円を政務活動費から支出しました。

内訳の説明

広報費、需要費

印刷代として

18,500 枚 $\times$ 2.7 円 $\times$ 1.05 = 52,447.5 円

印刷代 52,447.5 円のうち 8 割で按分すると 41,958 円となる。(52,447.5 円 $\times$ 0.8 = 41,958 円)

この金額を広報費、需用費とする。

通信運搬費

新聞折込・錦・南島送料として

18,500 枚 $\times$ 2.6 円 $\times$ 1.05 = 50,505 円 (新聞折込代)

6,500 円 $\times$ 1.05 = 6,825 円 (錦・旧南島方面送料)

50,505 円 + 6,825 円 = 57,330 円

この金額のうち 8 割で按分すると 45,864 円となる。(57,330 円 $\times$ 0.8 = 45,864 円)

この金額を通信運搬費とする。

8 割の按分根拠の説明

内容はすべて政務活動費で支出するのに適正なものだと考えておりますが、政務活動以外の用途で使用するかもしれないという可能性を考慮して、念のため 8 割で按分しました。

売上日・平成26年02月24日

株式会社クレイズDTP

516-0003 三重県伊勢市下野町61-2
三重信用金庫 御菌支店 普通 005
TEL. 0596-64-8015 FAX 0596-64-8016



果斷

毎度格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、で請求申し上げますので査収ください。

[illegible]

24300050

收 証

平成26年3月14日

村林といふ事務所

金額	千	百	十	元	角	分	厘
				8	7	8	22-

東映ポロ印刷代・新聞打込代の上記の通り領収致しました。

CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2

TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016



現金	
小切手	
手形	
内	訳

全員の金額の109778円のうち
8割にあたる87822円を、政務調査費から支出。

領 収 証

平成 26 年 3 月 14 日

村林サレ後援会 様

金 額	¥	2	1	9	5	6	-
-----	---	---	---	---	---	---	---

呉沢レポート印刷代・新南サレ代
上記の通り領収致しました。

2/23分

CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2
TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016

収 入
印 紙

内 訳	現 金
	小切手
	手 形

領 収 証

平成 26 年 3 月 14 日

村林さん後援会 様

金 額	7	1	7	2	9	3	-
-----	---	---	---	---	---	---	---

上記の通り領収致しました。

具休レポート準備分

2/23分

CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

T516-0003 三重県伊勢市下野町61-2

TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016

収 入
印 紙

現金	
小切手	
手形	
訳	

三重県議会議員
自民 みらい

村林さとし

県政レポート

県政かわら版

2014年2月号

教育の問題に取り組んでいます

いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております、村林さとしです。

現在、教育警察常任委員会の委員を務めさせて頂いております。度会郡を『いつまでも住み続けられる地域に』するためには教育が重要だと考えています。条件の厳しい地域の教育こそ、しっかりと担うのが公教育の役割ではないでしょうか。

私は、この委員会において、「小規模な県立高校を県内一律の基準で統廃合するのではなく、その地域の実情に応じて小規模校を認めてほしい」と訴え続けています。委員長はじめ、他の委員さん方のご理解を頂いて、昨年末の委員長報告に、この趣旨を盛り込んでもらうことができました。

なかなか具体的な成果を出すことが難しい課題ではありますが、町長さん方にもご指導頂きながら、今後とも粘り強く取り組んで参ります。



県立高等学校再編活性化計画について、一般質問している様子

一般質問をします

この2月27日木曜日、午後1時から2時までの1時間、一般質問をさせて頂けることになりました。三重テレビで生放送されますので、ぜひご覧ください。

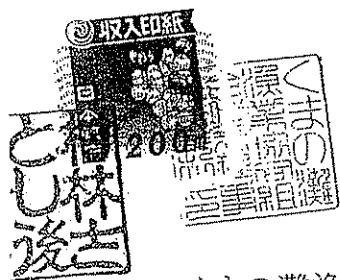
皆さん、これからも色々教えてください、よろしくお願いします。

普段の生活の中で感じていることやご意見等もお気軽に。

発行：編集「村林さとし事務所」
「村林さとし後援会」

〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4
TEL:0599-67-0067 FAX:0599-67-0068
24300034

事務所費



賃貸借契約書

くまの灘漁業協同組合（以下「甲」という。）と村林と後援会（以下「乙」という。）との間において、くまの灘漁業協同組合が所有する五ヶ所浦支部旧購買店舗（以下「店舗」という。）に関し、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

（使用目的）

第1条 甲は店舗を乙に賃貸し、乙はこれを賃借し、事務所として使用するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、平成19年6月15日から平成20年6月14日までの1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方から何ら申し出がない場合は、この契約は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は毎月末日までに現金又は甲指定の金融機関に振り込み支払するものとする。

（契約の解除）

第4条 本契約の解除については、甲乙3ヶ月前までに申し出るものとする。

2 乙が、本契約に違反したときは、甲は、事前の催告なくして、この契約を解除することができる。

（転貸等禁止）

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、この契約によって取得した権利を第三者に譲渡し、又は、本店舗を第三者に転貸してはならない。

（毀損・滅失に対する責任）

第6条 乙又はその関係人がその責に帰すべき事由により店舗建物並びに設備器具等を滅失又は毀損したときは、補填又は修理し、その費用並びに損害金は乙の負担とし、甲の指定した日までに弁償しなければならない。

（費用負担）

第7条 乙は、電話・ガスについては、直接関連会社と使用契約を締結するものとするが、電気・水道料金については、甲が相当と判断する基準をもってそ

の負担配分を行う。

(駐車場)

第8条 甲は、店舗に隣接する駐車場に乙の使用分として3台分を用意するものとする。また、駐車料金については、賃料の中に含まれるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は賃貸借物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、この契約各条項を誠実に履行するものとし、この契約に定めなき事項又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ1通を保有する。

平成19年 6 月 18 日

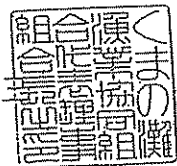
甲 (賃貸者)

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地

くまの灘漁業協同組合

代表理事組合長 清水

清



乙 (賃借者)

三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

村林とし後援会

会計責任者

河口 敬



24300057

領 収 証

No. 032092

25年4月22日

村林士と事務部様

金額		円			
		千	百	十	一
		5	0	0	0

但し

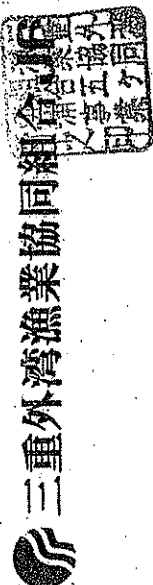
4A5 修費料

上記金額正に受領致しました

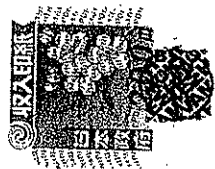
内 訳

現金 50,000

小切手



三重外湾漁業協同組合
印章



上記金額の2割15分は相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

平成 5 年 5 月 17 日

No. 032112

木村さとし事務所 様

金 額	千	百	十	円
50000	5	0	0	0

但し

5月分 貸付料

上記金額正に受領致しました

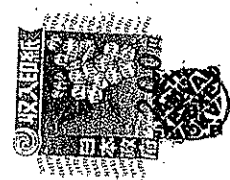
内 訳

現金 50000

小切手



三重外洋漁業協同組合



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

No. 027469

25年 6 月 25 日

村林士とし事務所 様

金 額				円
千	百	十	一	
5	0	0	0	0

但し

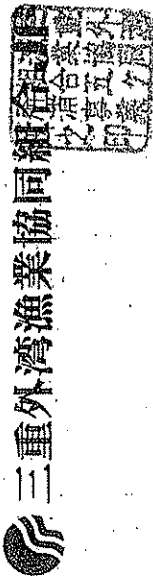
6A5 貸付料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 ¥ 50,000

小切手 ¥



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

24 年 7 月 23 日

No. 027490

村林こしき事務所 様

金 額	千	円
50000	50000	00

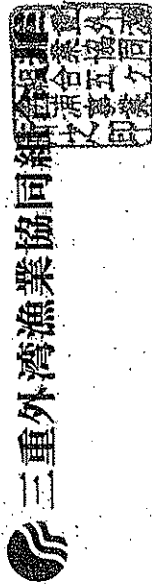
但し クラウド 優待料として

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50,000

小切手 卒



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

No. 032205

領 収 証

25 年 8 月 20 日

村林さん事務所 様

金 額				円
¥	5	0	0	0

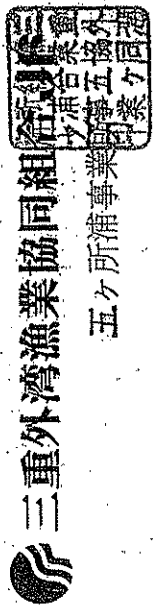
但し 8月 貸付料として

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50,000

小切手 等



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

25 年 9 月 24 日

No. 042102

村林さん事務所 様

金 額	円			
	千	百	十	一
50000	5	0	0	0

但し 9月分 仮登料として

上記金額正に受領致しました

内 訳
現金 50,000
小切手 卒

三重外湾漁業協同組合 五ヶ所浦事業所 係
五ヶ所浦事業所 係



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

25年10月21日

No. 042156

村林さとし事務所 様

金 額	千	百	十	円
¥ 50000				

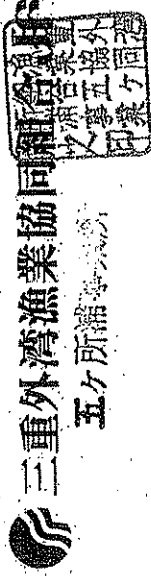
但し10月分事務所賃金料として

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50,000

小切手 卒



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

25年11月19日

No. 042197

村林さん事務所様

金 額	円				千	円			
						5	0	0	0

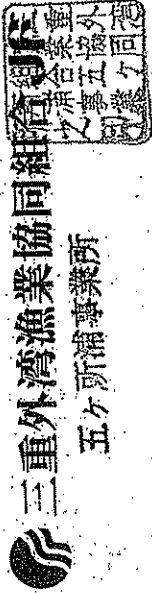
但し11月5日事務所貸料として

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50,000

小切手 卒



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支払。

領 収 証

25 年 12 月 19 日

No. 042283

村 林 さ と し 事 務 所 様

金 額				円
		7	5	0
		0	0	0
		0	0	0

但し 12/14 分 使 途 料 と し て

上記金額正に受領致しました

内 訳
現金 50,000
小切手 等



三重外湾漁業協同組合
五ヶ所漁業事務所



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

26 年 / 月 2 / 日

No. 042345

村 林 さとこ 事務所 様

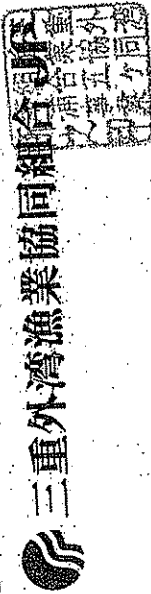
金 額	円				千			
					5	0	0	0

但し / 川内事務所賃料として

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50,000
小切手 卒



三重外湾漁業協同組合 重
地 浦 五 合 業 協 同 組 合
支 事 正 業 協 同 組 合
印 察 査 査



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領 収 証

2019年2月19日

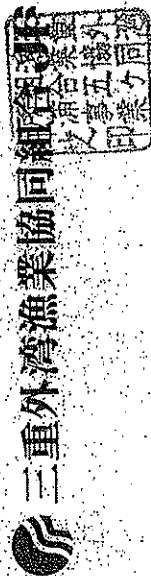
No. 047124

村林さくら事務所 様

金 額					円
		5	0	0	0
但し2月分事務所賃金400円					

上記金額正に受領致しました

内 訳
現金 50,000
小切手



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

領収証

26年3月19日

No. 047160

村林さん事務所様

金額	円	十	百	千	万
5,000.00	0	0	0	5	

但しこの領収書は貸付金として

上記金額正に受領致しました

内訳
現金 5,000.00
小切手等



三重大洋漁業協同組合
代表取締役 伊藤 孝一



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務活動費から支出。

事 務 費

24300070

日から起算して15日後に再度振替口座に引き落とされます。

Interest on any unpaid balance may be charged.

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2013年 6月 14日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号 お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2013年 5月ご請求分
2013年 5月 27日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
12,643 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告約
付につき芝
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥3160を政務活動費から支出。

24300072

1. **התאמה:** התאמה בין המידע המוצג לבין המידע המצוי. לדוגמה, התאמה בין המידע המוצג באתר האינטרנט לבין המידע המצוי בכתב.

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等	0599-67-0067
(BILLING NUMBER)	4403-0573-03679
お客様番号	
(CUSTOMER NUMBER)	

ご 請 求 先 氏 名
(CUSTOMER NAME)

村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

納税申告紙印
芝つきにつ
済認承署務税

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1

上記金額の2割5分に相当する¥24,430を政務活動費から支出。

24300073

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2013年 8月 14日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2013年 7月ご請求分
2013年 7月 25日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
11,202 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき 芝
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2800を政務活動費から支出。

If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

口座振替

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2013年 9月 14日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2013年 8月ご請求分
2013年 8月 26日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,273 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *



NTTファイナンス株式会社
〒105-8791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

上記金額の2割15分に相当する¥2568を政務活動費から支出。

24300075

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2013年10月15日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2013年 9月ご請求分
2013年 9月 25日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
7,758 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *



NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき 乏
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥1939を政務活動費から支出。

24300076

... .. may be charged.

NTTファインズ株式会社 電話料金等料金領収証
NTT FINESS COMPANY TELEPHONE CHARGES RECEIPT

(2013年11月15日発行)

お客様番号	0599-67-0067
電話番 (BILLING NUMBER)	4403-0573-03679
密様番 (CUSTOMER NUMBER)	

で 請 求 先 氏 名 (CUSTOMER NAME)

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

金銀總匯閣名 BANK/POST OFFICE	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
口座番号 ACCOUNT	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)										9,098 円			
2013年 10月 25日振替													
2013年 10月ご請求分													



NTTファインシステムズ株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

納税申告書

上記金額の2割5分に相当する¥2274を政務活動費から支出。

24300077

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2013年12月14日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	0599-67-0067
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)	村林さとし後援会 様
---------------------------	------------

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2013年 11月ご請求分	
2013年 11月 25日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	10,389 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納付につき 乏
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

上記金額の2割5分に相当する¥2597を政務活動費から支出。

If the payment cannot be transferred on national, interest on any unpaid balance may be charged.

日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号 お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067 4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

(2014年 1月16日発行)

2013年 12月ご請求分
2013年 12月 25日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,907 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *



NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2726を政務活動費から支出。

24300079

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2014 年 2 月 13 日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2014 年 1 月ご請求分
2014 年 1 月 27 日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
9,469 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *



NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2367を政務活動費から支出。

24300080

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2014 年 3 月 13 日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2014 年 2 月ご請求分
2014 年 2 月 25 日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,224 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2556を政務活動費から支出。

24300081

日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2014年 4月 13日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2014年 3月ご請求分
2014年 3月 25日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,807 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * * *

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥270/を政務活動費から支出。

No. 1788

発行日 2014年4月10日

◇ 領 収 証 ◇

村林さとし事務所 御中

ご契約番号 : 10295353090000

ご契約者名 : 村林 聡

¥ 26,040 ー

(税抜き ¥24,800 ー)

但 リース料として

2014年3月27日 上記金額正に領収いたしました

株式会社日本ビジネスリース

東京都中央区日本橋本町3-4-6 ニューカワイビル

発行部署名	検印	担当印
カスタマーサービスセンター		

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

2月分と3月分の領収証です。

2月分は ¥13020

3月分は ¥13020

24300083

Ver.2013.11

2月分は ¥13020のうち2割5分に相当する
¥3255を政務活動費から支出。

3月分は ¥13020のうち2割5分に相当する
¥3255を政務活動費から支出。

お寄せまがお申込み
される会社名(乙)

株式会社 日本ビジネスリース
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目4番6号

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

リーヌ物件名	メーカー名	型式／機種番号	台数	備考	国No.
複合機 ①	セイガイ	KR-PC1237	1台	ソフトの組合インストールするハード内蔵	JENo.
リース物件名	メーカー名	型式／機種番号	台数	備考	JENo.
設置場所 会社住所と(同じ)		TEL			
リース物件名	メーカー名	型式／機種番号	台数	備考	JENo.
設置場所 会社住所と(同じ)		TEL			
リース物件名	メーカー名	型式／機種番号	台数	備考	JENo.
設置場所 会社住所と(同じ)		TEL			
リース物件名	メーカー名	型式／機種番号	台数	備考	JENo.
設置場所 会社住所と(同じ)		TEL			

※お申込みが申込され、または契約された事実により、当社は加配料は、与信制限および与信後の管理のために発生させ、当該期間の初回貸借する個人信用情報提供を要する。なお、当社の信用情報提供に関するお問い合わせは、貴社より利用されるお客様の取得・提供・登録お申し込み内容に、裏面の「個人情報」をご確認ください。

この上り環境の電話または訪問をさせていただきます。
お客様から受領した契約書および与信審査のため当社に送付いただいた情報は、本契約の成立にかかわらず当社に送付された時点で自動的に適切に管理処分するものとし、ご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

案内

この上り環境の電話または訪問をさせていただきます。
お客様から受領した契約書および与信審査のため当社に送付いただいた情報は、本契約の成立にかかわらず当社に送付された時点で自動的に適切に管理処分するものとし、ご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

案内

別紙「物件明細書」添付
明細が併以上の所管へご照会願ひに致さうぞう

リース	開始日	受取お送りするリース契約の「継続料」についてお知らせいたします。					
リース	契約日						
リース料	前払リース料 (消費税等含む)	お支払日	20	年	月	日	最終支払月より 日さかのぼって充当
リース料							円
(月額リース料×12)×1/10に消費税等を							

①リース料 (諸費、手数料等含まず)	②消費税等	③お支払額 (①+②)	④リース期間月数
12400	620	13020	60ヵ月

※本表は税引・手数料等は別紙に記載しております。

再りー入科(年取)	加属した名	加属相
-----------	-------	-----

持	支	払	万	主
初	回	20	1	年
第2	回目	20	1	年
□盛振	額(毎月)	7日	27日	3月

お支払方法については、事務手続き等の都合により引き落とし月が変更になる場合があります。後日お送りする「リース契約の承認書」にてお知らせいたします。

金銭・リース期間料金を訂正した額面に貴職連の方の訂正印が次のページに必要です。	
三重県伊勢市辻久留一丁目5-21 クレセール株式会社 TEL (0596) 24-1005 FAX (0596) 24-1015	
担当者	
日取 日 本 じ ゃ ん ぎ り 一 店	印 吸 愛知県名古屋市中区栄3丁目7番12号 〒460-0008 TEL 052 (252) 5311
納品・検収予定日	月 日

人 件 費

24300085

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝9：00始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方17：00を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に1ヶ月に19日間と半日とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は3日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・広聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

契約年月日 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

雇用者

村林 聡



契約者



備考

給与は月定額100,000円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 00 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 17 : 00 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に木曜日と日曜日をのぞく週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・広聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

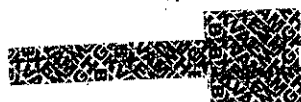
契約年月日 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日まで

雇用者

村林 聡



契約者



備考

給与は月定額 130,000 円とする。

24300087

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に木曜日と日曜日をのぞく週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・広聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

契約年月日 平成 2 5 年 1 2 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

雇用者

村林 聡



契約者



備考

給与は月定額 1 3 0 , 0 0 0 円とする。

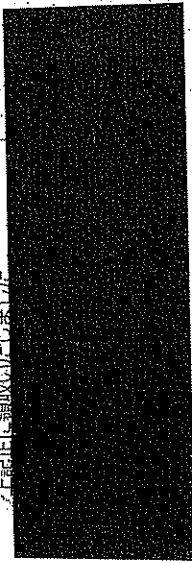
24300088

領収証

村林さんし事務所 様 25年 4月 30日

金額 ¥ 100000

内 14254円分給付



現金	
小切手	

※ MISA00 #778

係

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 25年 5月 31日

金額

¥ 100,000

内

消費税等

但 H 25 5月分 給与

上記正に領収いたしました

現金

小切手

44 NISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さん事務部様 25年6月29日

金額 ¥ 100,000

但 H25 6月分給与



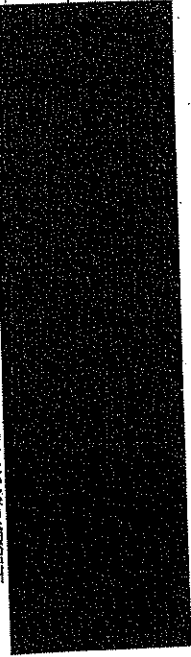
上記正に領収いたしました

内

消費税等

現金	
小切手	

HISAGO #778



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

On

25 13 11

0
0
0
0
0

上記正に領収いたしました

小切手

BL# 00518 778.

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所様

H25年8月31日

金額

¥100000

内
消費税等

但 H25.8月分納付

上記正に領収いたしました

現金

小切手

HISAGO #778

24300093

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No. 25 年 9 月 30 日

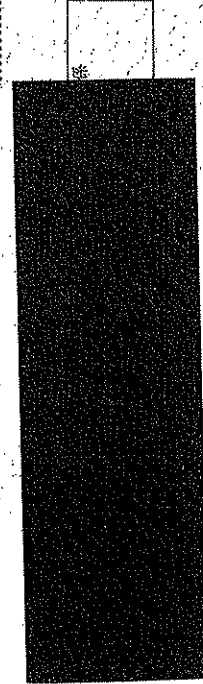
村林さん事務所 様

金額 100000

内 但 H 25 9 月分給与
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAO #778



上記金額の2割15分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

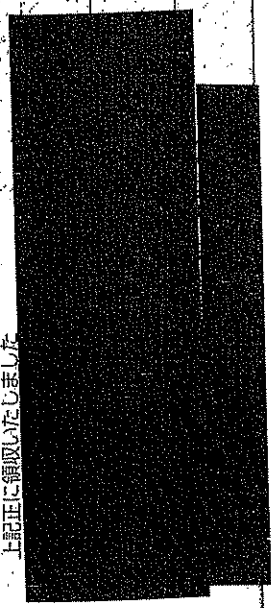
No.

村林さとし事務所様 25年10月3日

金額				
¥	1	0	0	0

内 但 H 25 10 月 分 給与

上記正に領収いたしました



現金	
小切手	

※ HISAGO #778

24300095

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所様 25年11月30日

金額 ￥100000

内 但 H 25 11月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

後 HISAGO #78

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所様 25年12月30日

金額

¥100000

内

但

消費税等

上記正に領収いたしました

現金

小切手

※ HISAOKO #778

H 25 12 月 30 日 給付

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 26年1月31日

金額	4	1	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

内 但 H 26 1 月 分 給与

上記正に領収いたしました

消費税等

現金			
小切手			

Hisago #778

係

24300093

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所様 26年2月28日

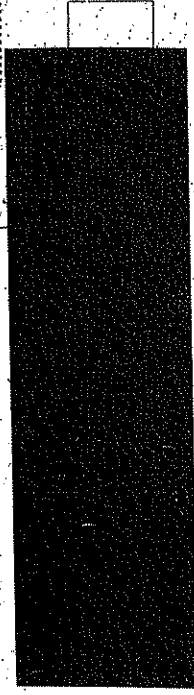
金額			
¥	100	000	00

内 但 H26 2月分給与
上記正に領収いたしました。

消費税等

現金			
小切手			

※ HISAGO #778



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

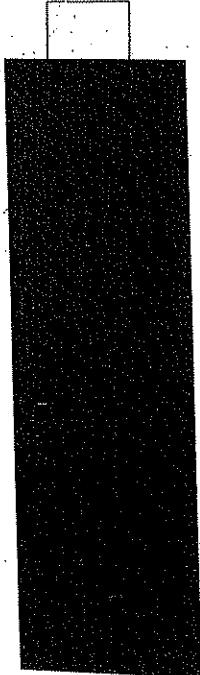
村林さん事務所 様 26年3月31日

金額					
1	0	0	0	0	0
但 H 26 3月分給与					
上記正に領収いたしました。					

内
消費税等

現金	
小切手	

HISAGO #778



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務活動費から支出。

領収証

No.

木林と仕事所 様 25年 8月 30日

金額 7130000

但 H25 女分給与

上記正に領収いたしました

消費税等

現金	
小切手	

日本1500 #778

係

24300101

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

大林さとし事務所 様 25年5月31日

金額 ￥130000

内 但 H25 5月分給与
上記正に領収いたしました

消費税等

現金				
小切手				

※ HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

小林さとし事務所 様 25年6月29日

金額 ￥130,000

内 但 H25.6月分給与
上記正に領収いたしました

消費税等

現金	
小切手	

〒HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 25年7月31日

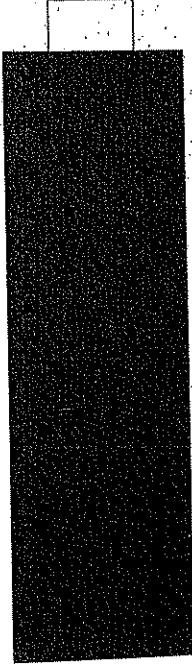
金額	¥	130000
----	---	--------

内 但 H25.7月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

1115X00 #778



上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支払。

領収証

No.

林林さん事務所 様 25 年 8 月 31 日

金額

¥ 130,000

内

消費税等

現金

小切手

※ HISAGO #778

但 H25 8 月分給付

上記正に領収いたしました

係

上記金額の2割5分に相当する¥32,500を政務活動費から支出。

領収証

No.

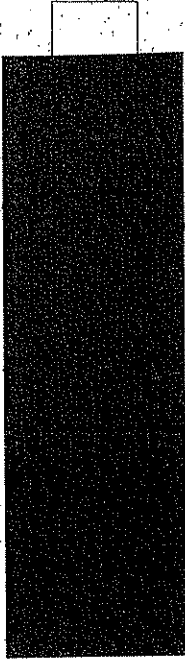
林林さんとし事務所 様 25 年 9 月 30 日

金額 ¥ 130000

内 但 H25 9月分給与
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

REIAGO #778



上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

林林さん事務所様 25年10月31日

金額

¥130000

内

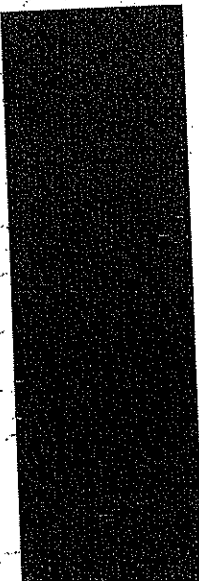
消費税等

現金

小切手

但 H25.10月分給与

上記正に領収いたしました。



係

HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

材料とし事務所 様 25 年 11 月 30 日

金額

¥ 130000

内

但 H25 11 月分給与

消費税等

上記正に領収いたしました

現金

小切手

※ HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

材料サービス事務所 様 25年12月30日

金額

¥ 130000

但 H25 12月分給与

上記正に領収いたしました

内

消費税等

現金	
小切手	

体 HISAGO #778

上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

木林さん事務所 様 28年1月31日

金額 ￥130000

但 H28 1月分給与

上記正に領収いたしました

内

消費税等

現金				
小切手				

HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

NO.

村林さん事務所 様 26 年 2 月 28 日

金額 7130000

内 但 H26 2月分給与
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

※HISAOO #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。

領収証

No.

林林さん事務所様 26年3月31日

金額

¥130000

内

但 H26 3月分給与

消費税等

上記正に領収いたしました

現金

小切手

Hisago #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務活動費から支出。